



# 島根県報

平成26年10月31日（金）

号外 第 131 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（森 林 整 備 課）	2
特別保護地区の指定	（        ”        ）	2
休猟区の指定	（        ”        ）	2
特定猟具使用禁止区域の指定	（        ”        ）	3
鳥獣保護区の指定の一部改正（5件）	（        ”        ）	4

**告 示****島根県告示第605号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 益田市の一部</li> <li>2 面積 1,748ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで</li> </ol>
ニホンジカ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 出雲市の一部</li> <li>2 面積 6,980ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成28年10月31日まで</li> </ol>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

**島根県告示第606号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大森特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</li> <li>2 面積 29ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</li> <li>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</li> </ol>
----------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

**島根県告示第607号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指

定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

都万・津戸休猟区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</li> <li>2 面積 1,210ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで</li> </ol>
----------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第608号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来干拓 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 安来市の一部</li> <li>2 面積 204ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</li> <li>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</li> </ol>
揖屋干拓 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 松江市の一部</li> <li>2 面積 323ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</li> <li>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</li> </ol>
久村 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 出雲市の一部</li> <li>2 面積 42ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</li> <li>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</li> </ol>
東池 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域</li> </ol>

	大田市の一部 2 面積 8ヘクタール 3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
三ツ石山 特定猟具使用禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 416ヘクタール 3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
石見 特定猟具使用禁止区域	1 区域 邑智郡邑南町の一部 2 面積 185ヘクタール 3 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

#### 島根県告示第609号

鳥獣保護区の指定（昭和49年島根県告示第592号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改める。

#### 島根県告示第610号

鳥獣保護区の指定（昭和49年島根県告示第620号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改める。

#### 島根県告示第611号

鳥獣保護区の指定（昭和54年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

---

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改める。

---

#### 島根県告示第612号

鳥獣保護区の指定（昭和59年島根県告示第963号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表船通山鳥獣保護区の項中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改め、同表日原鳥獣保護区の項を削り、同表嵯峨谷鳥獣保護区の項中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改める。

---

#### 島根県告示第613号

鳥獣保護区の指定（平成6年島根県告示第910号）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表三ツ石山鳥獣保護区の項中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改め、同表神戸川鳥獣保護区の項中「430ヘクタール」を「375ヘクタール」に、「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改め、同表三隅海岸鳥獣保護区の項中「平成16年11月1日」を「平成26年11月1日」に、「平成26年10月31日」を「平成36年10月31日」に改める。

---